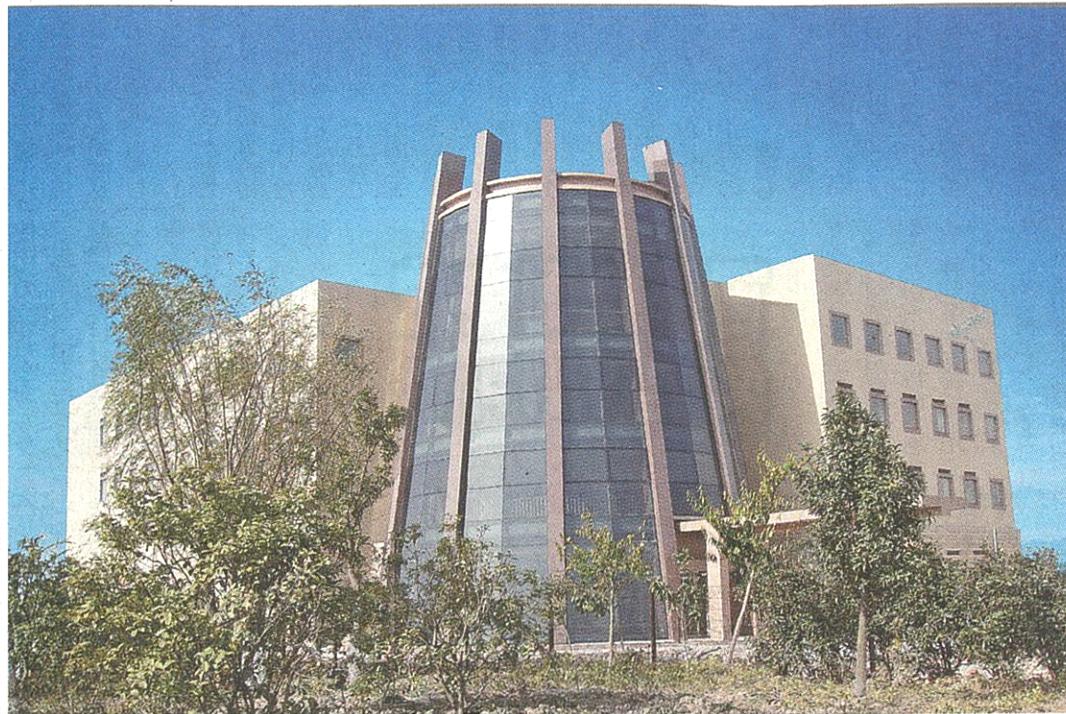


上海工場



研究室 室内



2021年01月01日の『化粧品監督管理条例』施行以降、中国化粧品業界では大きな変化が起きており、化粧品のカテゴリー・定義、規格の明文化などをはじめ、その後多くの細則法規が公布・施行されており、リアルタイムで各種法規に応じていくことは、世界的な大規模市場に参入する際には非常に重要な事項となっている。

新規化粧品の申請時においては、効能効果試験報告書、安全性評価報告書、パッケージラベル写真などのアップロードが必要となり、以前より、時間的、コスト的にもハードルが高くなっている。その結果、化粧品販売会社、化粧品製造企業、原料メーカーに至るまで、かなりの負担増加となっているのが現状である。

化粧品の中国政府管轄機関である、国家藥品監督管理局(以下、NMPA)は、原料メーカーに安全性関連情報の充実を要求し、NMPAに原料コード申請し、商品中に使用する原料ごとに安全性関連情報をリンクさせることにより、化粧品

研究開発部主幹研究員

**ピカソ美化学研究所
研究開発部主幹研究員 野崎 清忠**

現状と今後

N M P A の

夏季特別寄稿

の原料の安全性関連情報は、政府機関からの監査に対応できるよう、すべての書類を準備しておこう。



野崎 清忠氏

する事により、中国での販売を希望される日本の取引先様に対しても、中国OEM年より、現地スタッフ

が必要になる。その他

の原料の安全性関連情報は、政府機関からの監査に

する事により、中国での販売を希望される日本の取引先様に対しても、中国OEM年より、現地スタッ

(made in Japan)
(made in China)
の③スキームにも対応可能であり、コストや訴求面、低限必要なことであり、今

販売スケジュールでの選択肢を多く準備しているのも強みである。

さらに、使用する原料においても、①完全日本原料だけではなく、②品質の高い中国国内原料の使用という選択肢も提供し、希望コス

トや納期への幅広い対応が可能な体制となっている。今後はNMPAから、化粧品の品質保証・安全性保証に関して、さらに厳しく対応が求められる方向へ移行することが考えられ

(おわり)
原文のまま

①完全日本製造

②中身ベース日本製造、

③完全中國製造(mad

e in China)

の3スキームにも対応可

能であり、コストや訴求面、

低限必要なことであり、今

販売スケジュールでの選択

肢を多く準備しているの

も強みである。

さらに、使用する原料に

おいても、①完全日本原料

だけなく、②品質の高い

中国国内原料の使用とい

う選択肢も提供し、希望コス

トや納期への幅広い対応が

可能な体制となっている。

今後はNMPAから、

化粧品の品質保証・安全

性保証に関して、さらに厳

しく対応が求められる方向へ

移行することが考えられ